



編集・発行 門川町役場

印刷 工藤印刷



門中体育大会

今月の主な行事

- | | |
|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1日 成人、二次検診（午前、午後、役場三階会議室）
地婦協定例会（19:30～、中公） | 16日 昭和56年度社会福祉大会（10:00～、中公）
三種混合（13:30～14:00、中公）
三種混合未接種者 |
| 2日 三ヶ月児相談（9～11:00、役場当直室）
S56、7月出生の乳児 | 中央高令者学級（9:00～、町老人福祉館）
同和教育講演会（13:00～15:00、中公） |
| 4日 門川小学校、草川小学校運動会 | 22日 自主成人病学級（9:30～、中公） |
| 6日 成人二次検診（午前、午後、役場三階会議室）
■8日まで
加草成人病学級（9:30～、中公） | 25日 総合文化祭空手道大会（9:00～、中公）
27日 無料人権（身の上）相談所開設
（10:00～15:00、中公）
定例農業委員会 |
| 10日 体育の日
町民体育大会（門中グランド、8:30～） | |
| 13日 西門川地区高令者学級（10:00～、松瀬公民館）
栄養学級（9:00～、権現崎） | |
| 14日 三種混合（13:30～14:00、中公）
生後24ヶ月～48ヶ月 ■15日まで | |
| 15日 町消防団幹部会（9:00～、役場三階会議室） | |

婦人スポーツ教室（月曜）	9:30～中公	5, 12, 19, 26, (閉講式)
バレーボール教室（水曜）	9:30～中公	7, (閉講式)
習字教室（〃）	19:30～中公	7, 14, 21, 28,
肥満教室（木曜）	9:30～中公	1, 8, 15,
卓球教室（金曜）	9:30～中公	2, (閉講式)

9月1日現在人口

世帯数	男	女	計
5,235 (5,229)	8,921 (8,912)	9,687 (9,679)	18,608 (18,591)

第十四条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして事業所、小売店又は他の場所に立ち入り、調査させ、又は関係人から資料の提出若しくは説明を求めることができる。

2. 前項の規定により、立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3. 第一項の規定による立入調査の権限は犯罪捜査のために認められたものと、解してはならない。

い。
(委任)

附 第十五条 この条例の施行に関する必要な事項は、規則で定める。

行政管理庁では、十月十一日から十月十七日までを「行政相談週間」と定め、全国一斉に行政相談についての諸行事が催されます。その一環として、門川町でも次のとおり行政相談所を開設いたします。役所などの仕事でお困りの方や、意見、要望のある方は、ご遠慮なくご相談下さい。

※相談は無料、秘密は守られます。

一、とき 十月十三日(火曜日)
九時三〇分から十五時まで

二、ところ 老人福祉館

三、行政相談員 栗田政利

四、相談内容

TEL(3)二一四三

恩給	年金	保険	登記	環境
公害	国税	農地	教育	道路
交通	郵便	生活保護	労災	

許認可など国の仕事及び國から

國鉄 電報電話 専売 公團	公庫 事業団などの仕事	<h1>無料人権(身の上)</h1>
相談所開設		
人権がおかされたり、困りごと 心配ごとの相談は、十月二十七日 (火曜日)の午前十時から午後三 時まで、特設相談所を中央公民館 において開設いたしますので御遠 慮なくどしどしう出下さい。		
※秘密のものる心配はありません ※法務局、人権擁護委員はあなた の味方です。		
相談を担当する人		
人権擁護委員		
法務局延岡支局職員		

土地、建物の場合

(1) 請求する土地の地番を正確に調査したうえおいで下さい。

(登記簿は「土地の地番」順に出来ていますので、住所地、所有者名だけでは分りません。)

(2) 建物の場合は、建物が所在する土地の地番、家屋番号、所有者を正確に調査したうえでおいで下さい。

(3) 手数料

(イ) 瞬本、又は抄本は一通につき三五〇円です。

但し、一通の登記用紙の枚数が一〇枚を超えるときは、その超える枚数五枚まで毎に一

(1) 会社の場合は商号、本店を、法人、組合等の代表者で下さる。組合にあつては名称及び事務所を正確に調査したうえおい

(2) (一) 代表者の印鑑証明は、当該会社、法人、組合等の代表者でなければ請求できません。

(二) 印鑑証明を請求するときは、請求書一通に、証明分として必要な枚数を添えて提出して下さい。

(3) 手数料

(一) 豊本、抄本は土地、建物の場合と同じです。

(二) 印鑑証明は証明一通につき一〇〇円です。

(三) 会社、法人、組合等の登記簿閲覧については手数料はいりません。

第四章 雜則

ことを勧告することができる。
（委託による除去）

第十三条 町長は、あき地の管理者が特別な事情により雑草、枯草又は廃棄物の除去が困難である、かつ緊急に当該雑草、枯草又は廃棄物の除去が必要であると認めるときは、当該あき地の管理者の委託を受けてこれを除

**相談なくして
明るい生活**



相談に応じる栗田相談員)

無料人権（身の上） 相談所開設

土地・建物・会社等の登記簿謄本

閲覧の申請について

どなたでも手数料さえ納めれば
土地、建物、会社等の謄本、抄本
を請求したり、閲覧を申請するこ
とも出来ますが、最近これらの請
求が多く窓口で混雑を来たす場合
もありますので、請求については
次のことがらにご留意下さい。

土地、建物の場合

(1) 請求する土地の地番を正確に調
査したうえおいで下さい。

(2) (1) 代表者の印鑑証明は、
社、法人、組合等の代
表者以外の者から請
けられれば請求できません。

（登記簿は「土地の地番」順に

どなたでも手数料さえ納めれば
土地一筆、又は
個につき一〇〇円です。

会社、法人、組合等の

(1) 会社の場合は商号、本店
人、組合にあつては名称
務所を正確に調査したう
で下さい。

土地・建物・会社等の

閲覧の申請について

土地・建物・会社等の
登記簿管本

1

(3) りんを含む家庭用合成洗剤
家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）の規定の適用を受ける合成洗剤で、同法第三条の規定に基づく告示によりその成分として、りん酸塩を含有する旨の表示がされているものをいう。

(4) あき地
人が現に使用していない土地をいう。

(町の責務)

第三条 町は、町民の健康で安全かつ快適な生活を官能むに必要な生活環境を確保するため、公共用水域の水質汚濁の防止及びあき地の雑草等の放置防止についての基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(町民の責務)

第四条 町民は、地域の良好な生活環境を確保するよう自ら努めるとともに、町が実施する公共用水域の水質汚濁の防止及びあき地の雑草等の放置防止についての施策を協力しなければなら

第二章 公共用水域の水質汚濁の防止

(製造業の排水の適正処理)
第九条 物の製造、加工等を業とする者は、その製造、加工等によつて生する汚水等をみだりに公共用水域に排出しないよう適正に処理するよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第十条 町長は、第六条から前条までに定める事項に関し、その趣旨を達成させるために必要な指導及び助言を行うものとする

第三章 あき地の管理義務

(管理者の責務)

第十一條 あき地の所有者、占有者その他当該あき地を管理する者(以下「あき地の管理者」という。)は、管理するあき地に放置されている雑草、枯草又は廃棄物を除去するよう努めなければならない。

(雑草等の除去の勧告)

第十二条 町長は、あき地に雑草枯草又は廃棄物が放置されてい状態が著しく生活環境の保全

生活環境保全条例制定さる

門川湾を守ろう!!

第五条 事業者は、その事業活動の実施に当たつて、地域の良好な生活環境を保全するよう努め（食物の残りかす等の処理）に処理するよう努めるものとする。

ほのぼの家族



一、期日 昭和五十六年十月二十日(火)午後一時より三時

二、場所 門川町中央公民館

三、主催 門川町社会同和

四、講演 演題 「差別と人権」

講師 部落解放同盟宮崎県連合会
総務部長 山崎正則先生

町民各位の多数のご出會をお待ちいたしております。

この度、次の方々から中央公民館図書室へ、蔵書のご寄贈をいたしました。さつそく図書室に備えつけまして有効に活用させていただきます。

- 加草一区 福永千恵子様より
一般図書
- 上町四丁目二四 浅田カツ子様
より
- 上井野 岡田生男様より
以上の方々より貴重な蔵書のご
寄贈をいたしました。
- ここに厚くお礼申し上げます。

(彼岸花)

死亡者氏名	年令	住 所
飯干和三郎	90	西栄町
浜本ヒロ	85	西栄町
中島仁吉	87	尾末東
坂本ブン	83	下納屋
浜田ヨツ	84	上納屋二区
津島清六	75	中 村
黒木市藏	53	加草二区
塙田ますみ	83	庵川西
廣嶋ナル	77	平城東
牧平キチ	86	松寿園
田西中栄病院		東

尚使途につきましては、その主旨にそいまして、社会福祉事業に活用させて頂きたいと存じます。

逝去なされ、喪主の方より香典返しとして、金一封を社会福祉事業にご寄附いただきました。ここに厚くお礼申し上げますと共に、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

上納屋二区	故浜田ヨツ殿
西栄町	故飯干和三郎殿
下納屋	故坂本ブン殿
加草二区	故窪田ますみ殿
庵川西	故黒木市蔵殿
中村	故津島清六殿
上納屋一区	故黒木一弥殿
西栄町	故江藤福治殿
小松	故岩切サヨ子殿
庵川西	故黒木泉殿

ご案内

贈書お礼

・加草一区 福永千恵子様より

ごめい福を祈る

香典返しお礼

締切日（九月二十二日迄分）